

該当施策：第 2 款 (4)

避難所で利用できる移動系無線の配備について

1. 背景

災害対策本部から災害時の避難所開設を担当する福祉課に対する連絡手段が整備されておらず、従来職員の携帯電話を利用し、連絡を行っていました。

2. 配備

移動系無線 (トランシーバー) を企画防災課から福祉課に 5 台を貸出しました。

3. 利用

災害時に固定電話や携帯電話の利用ができない状況にあっても、移動系無線であれば中距離の連絡を行うことができます。

災害時の避難所を担当する福祉課と、災害対策本部を担う企画防災課間の連絡・調整が比較的容易に行うことができます。

4. 通信最大距離

通信距離：3～4 km (見晴らしの良い場所)、建物などによる誤差あり

赤線：本庁舎から半径約 4 km 青線：駅北庁舎から半径約 4 km

